

暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報発表中の授業の取り扱いについて（申し合わせ）

平成 27 年 7 月 1 日

暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報発表中における授業については、事故の発生を防止するため、次のとおり取り扱うものとする。

1. 警報発表中の授業の休講について

(1) 暴風警報及び暴風特別警報が発表されたときは、発表時以降の授業を休講とする。

(2) 大雨特別警報が発表されたときの授業の取り扱いは次のとおりとする。

ア 大雨特別警報が大学所在地を含む地域に発表されたときは、学長の判断により授業を休講することができる。なお、大雨特別警報発表中に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動すること。

イ 大雨特別警報が実習施設を含む地域に発表されたときは、当該実習施設における実習等について、領域責任者が実習指導教員及び実習責任者と合議のうえ、現地の状況に応じて実習の中止を判断する。

ウ 大雨特別警報が発表された地域に学生が滞在している場合は、学長は当該学生の授業への出席が困難又は危険と判断したときは、欠席としては扱わないことができる。この場合において、当該学生は事前に大学に問い合わせ、指示を仰ぐこととし、後日、欠席届（沖縄県立看護大学学生規定様式第9号）にその状況を説明する書類等を添えて学務課に届け出ること。

2. 警報解除の授業開始について

(1) 午前7時30分までに警報が解除されたときは、通常通り1時限目から授業を行う。

(2) それ以降に警報が解除されたときは、解除時刻の1時間後以降に開始する授業から実施する。

(3) 1及び2に関わらず、公共交通機関（バス）が運行していない場合は、運行再開時刻の2時間以降に開始する授業から実施する。

(4) 15時以降に解除になった場合は、授業を行わない。

(5) 実習の場合は、領域責任者が実習指導教員及び実習責任者と合議のうえ、現地の状況に応じて実習の開始を判断する。

(6) 自宅や大学または実習施設までの所要時間や交通経路の状況により開始時間に間に合わない場合や危険な状況が継続している場合、学生は大学学務課（実習の場合は実習指導教員）に連絡すること。

3. 休講となった授業の補講について

警報発表により休講となった授業については、別途開講する。

附則

この申し合わせは、平成 27 年 2 月 2 日から実施する。

附則

この申し合わせは、平成 27 年 7 月 1 日から実施する。